

会 員 規 約

一般社団法人 雨と太陽で暮らす家 On The Spotコンソーシアム

会員規約

第1章 会員

第1条 (会員)

1. 当法人の会員は、定款第5条に記載するものをいう。
2. 当法人の会員は、建築を通じ社会の模範たる者であるべきであり各事業者の代表者とし、その立場をわきまえ、個人的感情による発言・行動は厳にこれを慎まなければならない。

第2条 (入会)

1. 当法人の会員に入会しようとする者は、定款第5条による。
2. 当法人に会員として入会を希望する者は、次の手続を要する。
 - (1) 事務局に入会申込書を提出、又は「雨と太陽で暮らす家。On The Spotコンソーシアム」公式Webページよりエントリーする。
 - (2) 事務局は、申込者が本規約の入会要件を満たしているか事前審査を行い、入会要件を満たしていると判断した場合は、理事会にて審議を行い承認を得るものとする。
 - (3) 理事会は、特段の疑義が認められる場合は、その旨を照会し、当該疑義事由の回答を得るまで承認を留保することができるものとする。
3. すべての会員は、反社会的勢力との関係排除に関する、入会申込書別添の事項を承諾するものとし、入会申込書に不実記載事項等がある場合には、次項の措置に応じ一切の異議申し立てはできないこととする。
4. 入会申込に対する特段の疑義が認められる場合の措置は次による。
 - (1) 入会申込みが承認されない場合は、書面にて申込者に通知し、同通知書に記載の期限内に事由の改善又は対応措置を求めることとする。
 - (2) 前号の回答を得て、理事会にて再審議を行なうこととする。
 - (3) 前2号の経過を経てもなお、適切な改善又は対応が認められない場合、当法人は入会申込みを、当該申込日に遡って否認することができるものとする。
5. 当法人への入会を承認された場合は、下記の通り第7条に定める会費を納付するものとする。
 - (1) 会費の納付は、入会承認後60日以内に事務局指定の口座に振り込むものとする。
 - (2) 特段の事由無くして会費が納付されない場合は、入会を取り消すものとする。
 - (3) 会費の納付が入会承認後60日を超える場合は、事務局にその旨及び事由を申し出るものとし、理事会決定の期日までに納付するものとする。

第3条 (会員種別)

定款第5条に定める一般会員の会員種別の詳細は、以下の通りとする。

1. 事業パートナー

事業パートナーは、販売パートナーに対して商品・商材を提供するものをいい、次の要件を満たすものをいう。

基本条件	<建設業の許可を受けていること>		
規模	資本金	1,000 万円以上	
	売上高	5 億円以上	過去 3 年間の平均

2. 販売パートナー

販売パートナーは、地域社会・消費者等に対して当法人で取扱う商品や商材を直接提供するものをいい、次の要件を満たすものをいう。

なお、販売パートナーは事業規模により「一種会員」「二種会員」に区分する。

【一種会員】

基本条件	<建設業の許可を受けていること>		
規模	資本金	100 万円以上	法人であること
	売上高	1 億円以上	過去 3 年間の平均 【住宅 5 棟/年 以上の販売を想定】

【二種会員】

基本条件	<建設業の許可を受けていること>		
規模	資本金	1,000 万円以上	
	売上高	20 億円以上	過去 3 年間の平均 【住宅 300 棟/年 以下の販売を想定】

3. 賛助会員

賛助会員は、当法人の会員に対して商品・商材を提供する「会員」とし、機器メーカー、設備メーカー、家具・インテリア取扱会社などとする。

4. 支援事業者会員

支援事業社会員は、当法人の会員に対して各種サービス・支援を提供する「会員」とし、各種申請代行・構造計算・エネルギー計算（シュミレーション）・設計支援などを行う事務所や会社などとする。

第 4 条（一般会員の義務）

会員には、次の義務がある。

- (1) 当法人の定める定款、規約を遵守する。
- (2) 一般会員は、新築又はリフォーム事業を、的確かつ円滑に実施することを目的としており、当法人が選定する研修会・講習会等の受講の義務を負う。なお当法人では、ホームページの会員紹介等で会員の名称、主たる事務所の所在地、現に有している建築関係の許

可又は有する資格等の情報を公開することがあることを予め承知したものとする。

- (3) 当法人の事務局に会員が行なった営業、工事等についてお客様から苦情・相談・問い合わせがあった場合は、事務局は当該会員にその対応を求め、当該会員はその責任において遅滞なく対応するものとする。
- (4) 会員各社の次の届出事項等に変更が生じた場合には速やかに更新情報を提供する。
 - (イ) 名称及び代表者及び担当者の変更
 - (ロ) 所在地及び連絡先の変更
 - (ハ) 各会員の商圈エリアの追加変更(二) 業務を行う社員等の資格の追加変更
上記(イ)～(二)に変更が生じた場合は、速やかに「雨と太陽で暮らす家。On The Spotコンソーシアム」公式Web上での変更手続きを行い事務局の承認を得るものとする。
- (5) すべての会員は、反社会的勢力との関係排除義務を負う。

第 5 条 (任意退会)

会員は、所定の退会届を提出することにより、いつでも任意に退会できる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

なお、事務局に納付済みの会費は返金されないものとする。

第 6 条 (処分)

1. 会員は、次のいずれかの事項に該当するに至ったときは、理事会にて議決し処分を行うことができる。
 - (1) 当法人が定める定款、規約、規程等に違反したとき。
 - (2) 当法人の事業を妨げたとき。
 - (3) 当法人の名誉を傷つけたとき。
 - (4) 当法人の目的に反したとき。
 - (5) お客様との間にトラブル等が生じ、その対応等で当法人の指導等に従わなかったとき。
 - (6) お客様との間にトラブル等が生じ、あきらかに当該会員に問題があると判断されるとき。
 - (7) 当法人と別途締結する契約における解除事由に該当したとき。
 - (8) その他処分に至る正当な事由があるとき。
2. 処分には、理事会決議により厳重注意、始末書提出、改善勧告、権利停止、退会勧告、除名の上程がある。
3. 前項の除名処分に関しては、定款第8条に従う。

第 7 条 (会費)

1. 一般会員は、事業年度（毎年9月1日より翌年8月末日とする。）毎に年会費を負担する。
2. 事業年度における年会費額（税別）は、以下のとおりとする。
 - (1) 事業パートナー 金60万円（ただし、販売パートナーを兼ねる場合は金90万円）
 - (2) 販売パートナー 金30万円（一種会員）
 - (3) 販売パートナー 金60万円（二種会員）
 - (4) 賛助会員 金6万円
 - (5) 支援事業者会員 金3万円
3. 事業パートナーは、加盟金として、金40万円（税別）を負担するものとする。なお、事業年度の途中に入会する場合は、翌年の事業年度における年会費の支払いにおいて、事業年度初め（9月1日）から入会月までの期間（1か月単位とし、1か月に満たない場合は切り捨てとする）について、1か月を5万円（税別）として計算した額を前項に規定する

年会費から差し引くものとする。

4. 一般会員（事業パートナーを除く）が事業年度の途中に入会する場合は、入会した日の属する事業年度の年会費は第2項に定める金額を支払うものとし、翌年の事業年度における年会費の支払いにおいて、入会月より事業年度末（8月末日）までの期間について第2項に規定する年会費を月割計算（1か月に満たない場合は、1か月とする。）した額を支払うものとする。
5. 一般会員は、次年度年会費を毎年8月末までに当法人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。
なお、入会時の会費の納入は第2条5項の定めのとおりとする。

第8条（規約の変更）

理事会は本規約を変更できるものとする。

【附則】

令和2年8月7日制定